



大規模修繕かしの保険

重要事項説明書

(2020年4月1日以降の申込み用)

保険契約の重要な事項が記載されています

この保険は、住宅瑕疵担保履行法に基づき、保険法人として指定を受けた株式会社ハウズジーマンが、大規模修繕事業者を対象としてご提供します。

この「重要事項説明書」には、大規模修繕かし保険の内容をご理解いただくために、特にご確認いただきたい事項を記載しています。「保険証券」や「保険付保証明書」と一緒に保管してください。

「本書」は保険の内容の全てを記載するものではありません。詳細は「約款集」で確認してください。

「本書」の内容に不明な点がありましたら、保険取次店や当社にお問い合わせください。

重要！

- 必ず内容を確認してください。(注文者は事故発生時など必要に応じて確認してください。)
- 主な免責事由など、大規模修繕事業者や注文者にとって不利益な情報が記載された部分について、十分に確認してください。

「概要説明書」を使用して保険の概要を注文者に説明し、「契約内容確認シート」に記名押印を取り付け、申込時に提出してください。概要説明のタイミングで「本書」を注文者に渡してください。

ご案内

- 保険の申込みを郵送で受け付ける場合は、「本書」の送付をもって重要事項の説明とします。申込時に内容を確認したことを申告してください。

「本書」では、次の各法律の名称を略称で使用します。

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律……(略称) 住宅瑕疵担保履行法
住宅の品質確保の促進等に関する法律……(略称) 品確法

重要事項説明書

大規模修繕かし保険

保険契約の概要

本章には、保険の内容を理解するために確認すべき事項を記載しています。ひとつお目を通していただき、保険契約の締結後は「保険証券」や「保険付保証明書」と一緒に保管してください。

1. 商品の名称

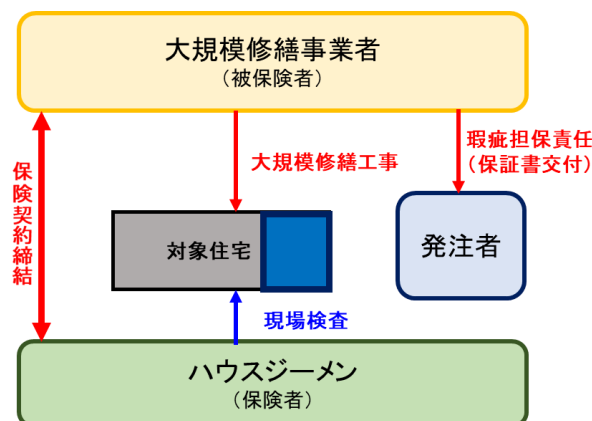
大規模修繕かし保険

(大規模修繕工事瑕疵担保責任保険の略称です)

2. 保険金の支払の対象となる範囲

(1) 保険契約の概要

この保険は、大規模共同住宅の大規模修繕工事を行い、大規模修繕工事の瑕疵に起因する注文者の損害に対して保証約定に基づき、瑕疵担保責任を負担する大規模修繕事業者が加入するものです。



■瑕疵担保責任とは

2020年4月1日に施行された改正民法では、「内容の明確化」の一環として「瑕疵」という表現をやめ、請負人や売主に法律上義務付けられる「瑕疵担保責任」について、判例による解釈を明確化するかたちで「契約不適合責任」に変更しました。

一方、品確法と住宅瑕疵担保履行法では、名称の定着等を踏まえて「瑕疵担保責任」や「瑕疵担保責任保険」という表現を引き続き使用しており、対象とする責任の範囲についても変更はありません。

具体的には、同時に改正された改正品確法では「種類または品質について契約の内容に適合しない状態」として「瑕疵」を、新築住宅の供給者が負う構造耐力上主要な部分等に対する担保の責任として「瑕疵担保責任」をそれぞれ定義し、改正住宅瑕疵担保履行法でも、品確法で定義した「瑕疵」や「瑕疵担保責任」の表現を引き続き使用しています。

(2) 保険の対象となる大規模修繕工事

この保険の対象となる大規模修繕工事は、大規模共同住宅の共用部分(みなし共用部分)を対象とする工事をいい、次の部分のうち、大規模修繕工事の直接の対象となる部分が保険の対象となります。

- 構造耐力上主要な部分
- 雨水の浸入を防止する部分
- 給排水管路
- 給排水設備、電気設備またはガス設備
- 手すり等の部分

小規模共同住宅の共用部分(みなし共用部分)に対する工事は、リフォームかし保険(住宅リフォーム瑕疵担保責任保険)の引受けの対象となります。

3. 用語の定義

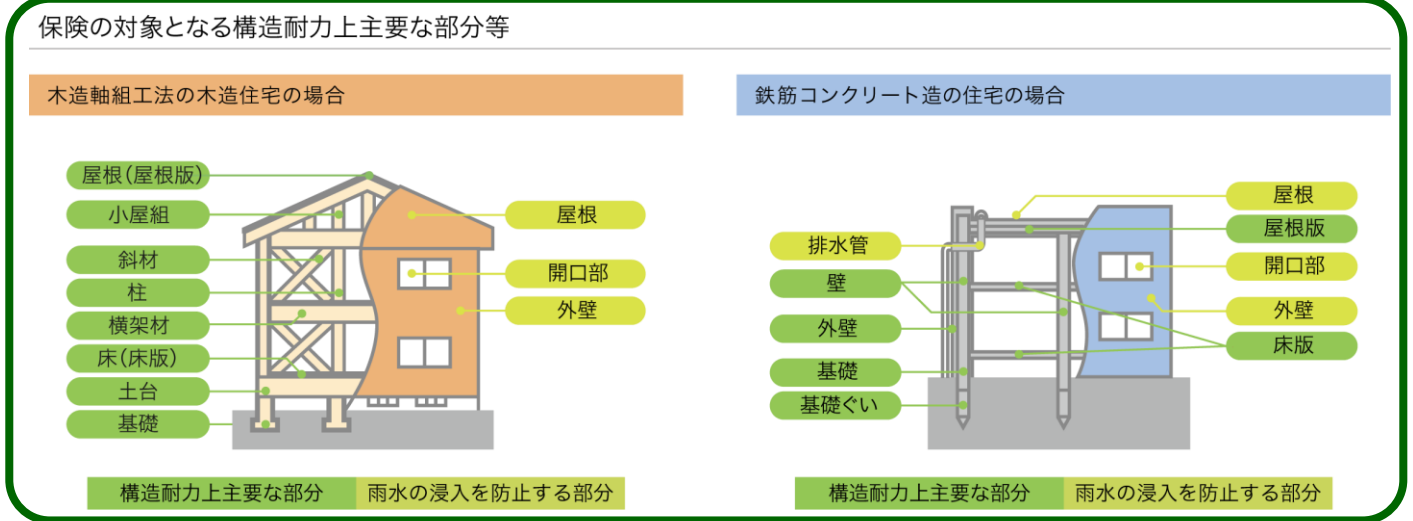
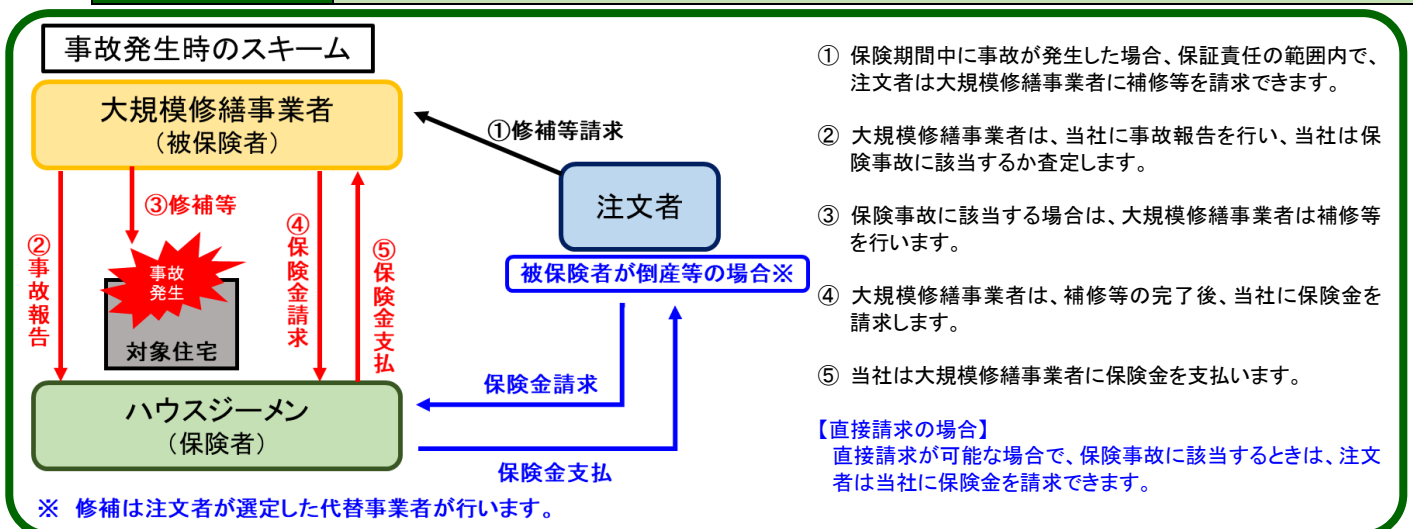
請負金額	保険の対象となる大規模修繕工事の消費税を含む請負金額をいい、外構工事等の保険の対象とならない工事の金額は含みません。
小規模共同住宅	階数3以下かつ延べ床面積500㎡未満の共同住宅をいいます。
大規模共同住宅	小規模共同住宅に該当しない共同住宅をいいます。

4. 保険金の支払の対象となる範囲

(1) 保険金をお支払いする場合

保険金をお支払いする場合は次のとおりです。詳細は「約款集」を確認してください。

保険金をお支払いする場合 (保険事故)	保険証券記載の大規模修繕工事(対象大規模修繕工事)の瑕疵に起因して、工事を実施した部分に次の事由が生じた場合(保険事故)に、被保険者である大規模修繕事業者が注文者の損害に対して保証約定によって履行する瑕疵担保責任について、保険金をお支払いします。 <ul style="list-style-type: none"> ○ 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合 ○ 雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合 ○ 給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさない場合 ○ 給排水設備、電気設備またはガス設備の機能が失われた場合 ○ 手すり等が通常有すべき安全性を満たさない場合(防錆工事の瑕疵に起因するもの)
注文者の 直接請求	大規模修繕事業者が倒産している場合や、相当の期間を経過しても瑕疵担保責任を履行しない場合は、大規模修繕事業者が瑕疵担保責任を負担すべきであった損害の範囲で注文者が保険金を請求できます。



(2) お支払いする保険金の範囲

保険金をお支払いする保険金の範囲は次のとおりです。詳細は約款集で確認してください。

直接補修費用	事故を補修するために必要な材料費、労務費その他の直接補修費用
争訟費用	事故の解決のために必要となる訴訟や、和解、調停、仲裁、示談に要する費用
権利保全費用	住宅事業者の第三者に対する事故に関する損害賠償等の請求権を行使・保全するための費用
調査費用	事故の補修に必要な、事故の状況や発生部位、補修の範囲、方法等を確定するための調査費用
仮住まい・転居費用	対象住宅の住人が事故の補修のために余儀なくされた、補修期間中の仮住まい費用や転居費用

5. 免責事由(保険金をお支払いできない主な場合)

保険金をお支払いできない損害があります。詳細は「約款集」で確認してください。

(1) 故意・重過失により生じた損害

下記記載の者の故意または重大な過失によって生じた損害には保険金をお支払いしません

- 保険契約者(被保険者)またはその下請負人や受託者
- 注文者(注文者と住宅所有者が異なる場合は住宅所有者を含む)
- 上記の者と雇用契約のある者

(2) 外来の事由等により生じた損害

次の事由により生じた損害には保険金を支払いません。

分類	具体的原因
外来の事由により生じた損害	○ 洪水、台風、暴風、暴風雨、せん風、たつ巻、豪雨またはこれらに類似の自然変象 ○ 火災、落雷、爆発、航空機の落下、変乱、暴動、騒じょう、労働争議等の偶然または外来の事由
地盤沈下等により生じた損害	○ 土地の沈下、隆起、移動、振動、軟弱化、土砂崩れ、土砂の流出または流入 ○ 土地造成工事の瑕疵
経年劣化等により生じた損害	○ 虫食いまたはねずみ食い ○ 住宅の性質による結露 ○ 瑕疵によらない住宅の自然の消耗(経年劣化)、摩滅、さび、かび、むれ、腐敗、変色等の事由
植物等により生じた損害	○ 植物の根等の成長 ○ 小動物の害
住宅の仕様により生じた損害	○ 採用された工法に伴い対象住宅に通常生じうる雨水の浸入、すきま、たわみ ○ 上記と類似の事象
不適切な維持管理により生じた損害	○ 対象住棟の著しい不適正使用 ○ 著しく不適切な維持管理(定期的に必要な計画修繕を怠った場合を含みます)
戦争等により生じた損害	○ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱またはこれらと類似の事変 ○ 暴動
天変地異により生じた損害	○ 地震または噴火 ○ 地震や噴火に起因して生じた津波
核燃料物質等により生じた損害	○ 核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性 ○ 上記の特性による事故

(3) 保険の対象とならない損害

次の損害に対しては保険金を支払いません。

区分	概要
対象住宅以外の財物に生じた損害	○ 対象住棟以外の財物の滅失、き損等 ○ 対象住棟その他の財物の使用の阻害
設備の事故による波及損害	給排水設備、電気設備またはガス設備の瑕疵により、設備の機能が失われたことによって生じたこれらの設備以外の設備または対象住棟の滅失、き損等
設置した設備自体の不具合	○ 設置、更新、修繕等を行った設備や機器等自体の不具合 (大規模修繕事業者による施工または組立上の瑕疵によって生じた不具合は保険の対象です)

(4) 事業者が責任を負わない瑕疵に起因する損害

次のいずれかの瑕疵に起因する損害(拡大した損害を含みます)に対しては、保険金を支払いません。

区分	概要
注文者に起因する瑕疵	○ 大規模修繕事業者が不相当であると指摘したにもかかわらず、注文者等が採用させた設計・施工方法や資材の瑕疵 ○ 注文者等が行わせた被保険者以外の者による施工の瑕疵
契約締結後の工事の瑕疵	保険契約の契約締結後に行われた改修、修繕、修補等の工事(保証責任の履行による修補を含みます)の瑕疵

4. 主な特約およびその概要

適用される特約は、保険証券や保険付保証明書で確認することができます。詳細は「約款集」を確認してください。

特約の名称	概要等	備考
-------	-----	----

故意・重過失損害担保特約	注文者の直接請求が認められる場合に限り、通常は免責となる故意等により生じた損害や、告知義務違反を理由として保険金が支払われない損害について、保険金を支払う特約です。	注文者が宅建業者の場合は付帯できません。
保険料等の支払に関する特約	保険料等の支払猶予を認める場合に付帯する特約です。支払期日や保険料の支払いがされなかった場合の取扱いを規定しています。	
屋上防水の保険期間延長に関する特約 (屋上防水延長特約)	ルーフバルコニーを含む屋上に関する雨水の浸入を防止する部分の事故の保険期間を延長する特約です。	ルーフバルコニーを含む屋上全体の防水層(立ち上がりを含む)を新設する工事を行う場合に付帯できます。

5. 保険期間(保険責任期間)

原則として**大規模修繕工事完了後、足場の撤去前等**に行う**当社の現場検査の適合日**から開始して支払事由に応じて次の期間です。

支払事由	保険責任期間
① 構造耐力上主要な部分が基本的な耐力性能を満たさない場合 ② 雨水の浸入を防止する部分が基本的な防水性能を満たさない場合 ③ 給排水管路が通常有すべき性能または機能を満たさない場合 ④ 給排水設備、電気設備またはガス設備の機能が失われた場合	5年間
⑤ 手すり等が通常有すべき安全性を満たさない場合	2年間

「屋上防水延長特約」を付帯する場合は、**屋上に関する②の事故**の保証期間は**10年間**となります。

6. 保険金額等の保険契約の引受条件

(1) 保険金額

次の金額のうち、**保険の対象となる請負金額以上で申込時に選択する額**
(**請負金額が5億円超の場合の保険金額は5億円です**)

1000万円	4000万円	1億円	2億5000万円	4億円
2000万円	5000万円	1億5000万円	3億円	4億5000万円
3000万円	7000万円	2億円	3億5000万円	5億円

次の費用については、一事故につき次の金額を限度とします。

調査費用	補修費用が100万円までの場合	: 10万円
	補修費用が100万円を超えて2000万円まで	: 補修金額の10%
	補修費用が2000万円を超える場合	: 200万円
仮住まい・転居費用	50万円/戸 (実額を限度とします)	

○ 当社が引き受ける保険契約単位の限度額

大規模修繕事業者あたりの限度額	同一年度(毎年4月1日から3月31日まで)に当社が引き受けたリフォームかし保険と大規模修繕かし保険を合算して10億円。ただし、引き受けた保険金額の合計が100億円を超える場合はその10%とします。
同一年度全引受保険契約限度額	同一年度(毎年4月1日から3月31日まで)に当社が引き受けた住宅リフォームかし保険と大規模修繕かし保険を合算して30億円

(2) 免責金額と縮小てん補割合

免責金額や縮小てん補の対象部分は、保険金を請求する方の負担となります。

免責金額	1事故につき 10万円
縮小てん補割合	80% (直接請求の場合は適用なし)

免責金額と縮小てん補割合の両方を適用する支払保険金の計算式

(保険の対象となる損害の額 - 免責金額) × 縮小てん補割合 + 調査費用 + 仮住まい・転居費用
--

注意喚起情報

本章には大規模修繕事業者と注文者の双方に特に注意いただきたい事項を記載しています。

1. 事故が発生した場合の手続き

大規模修繕事業者	<ul style="list-style-type: none">○ 事故を発見した場合は速やかに当社に連絡してください。保険事故の可能性がある場合は事故報告書を提出していただきます。○ 当社が大規模修繕事業者に代わって注文者と示談交渉を行うサービスはありません。事故が発生した場合は宅大規模修繕事業者自身で注文者との示談交渉を行ってください。○ 当社の承認を得ないで補修工事を行った場合や賠償金等を支払った場合は、保険金をお支払いできないことがあります。
注文者	<ul style="list-style-type: none">○ 事故を発見した場合は速やか大規模修繕事業者に連絡してください。大規模修繕事業者からの連絡を受けて、保険事故の可能性がある場合は大規模修繕事業者から事故報告書を提出していただきます。○ 大規模修繕事業者が倒産している場合や相当の期間を経過しても補修等を行わない場合は、当社に連絡してください。保険事故の可能性がある場合は注文者から事故報告書を提出していただきます。

2. 注文者による保険金の直接請求の取扱い

事故発生時に大規模修繕事業者が倒産している場合や、事故の発生後、相当の期間を経過しても大規模修繕事業者が瑕疵担保責任を履行しない場合は、大規模修繕事業者が瑕疵担保責任を負担すべきであった損害の範囲で注文者が当社に保険金を請求できます。この場合の取扱いにおける注意事項は次のとおりです。

- 免責金額は注文者の負担となります。
- この場合でも、免責事由に当たる場合は保険金をお支払いできません。

3. 故意または重過失の場合における取扱い

故意・重過失損害担保特約を付帯した保険契約では、注文者の直接請求の場合に限り、次の事由により保険金が支払われない損害に対しても保険金をお支払いします。

- 故意または重大な過失により生じた損害
- 大規模修繕事業者の告知義務違反

取扱いの注意点は次のとおりです。

- 注文者に故意または重過失がある場合や、注文者が告知義務違反を知っていた場合は支払対象となりません。
- お支払いする保険金の範囲のうち争訟費用と権利保全費用は対象になりません。
- 支払う保険金は当社が支払いを受ける再保険金の額を限度とします。

4. 個人情報の取扱い

当社は、皆様からお預かりした個人情報を以下のとおり取り扱います。

(1) 個人情報の利用目的

当社は、以下の利用目的の範囲内において、当社に提供された個人情報を利用します。

- ・住宅瑕疵担保責任保険業務の履行
- ・住宅の性能表示、検査、証明に関する業務(住宅性能表示制度に基づく住宅性能評価業務、(独)住宅金融支援機構フラット 35 住宅適合証明検査業務を含む)の履行
- ・住宅情報の蓄積および提供に関連する業務の履行
- ・住宅についての保証に関する業務(地盤保証、完成保証を含む)
- ・住宅ローン取次業務の履行
- ・その他住宅瑕疵担保責任保険法人として国土交通大臣の認可を受けて行う業務の履行
- ・当社グループ会社(下記(3)参照)および提携会社を取り扱う商品、サービス、催し物等に関する案内
- ・各種お問い合わせ、資料請求その他ご依頼等への対応
- ・本人から事前に同意を得た目的

当社は、上記の利用目的について、それらのいずれかと相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲において変更することがあります。この場合、当社はその内容をホームページ等により公表します。

(2) 個人情報の提供

次の場合を除き、本人の同意なく第三者に提供しません。

- ・法令に基づく場合
- ・人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・公衆衛生の向上や児童の健全な育成の推進のために必要な場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ・個人情報の利用目的の達成に必要な範囲において、業務委託先へ個人データの取扱いを委託する場合
- ・住宅ローン取次業務に関連して、グループ会社である日本モーゲージサービス(株)や(株)住宅アカデミアに提供する場合
- ・当社業務に必要な再保険契約に関して、再保険引受先へ提供する場合
- ・住宅瑕疵担保責任保険に関する相談、住宅瑕疵担保責任保険契約が付保された住宅について生じる保険事故の対応もしくは紛争解決に向けたあっせん等または関係者への情報提供のために保険・住宅関連の公的機関((一社)住宅瑕疵担保責任保険協会、指定紛争処理機関(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターを含む)に提供する場合
- ・合併、分社化、営業譲渡その他の事由によって事業の承継が行われる場合 など

当社は、上記について、相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲において変更することがあります。ただし、変更を行う場合は、その内容をホームページ等で公表します。

(3) 個人情報の共同利用①

当社は、提供された個人情報をグループ会社と共同で利用することがあります。

- ・共同利用する個人情報の項目：
氏名、所属に関する情報(会社名等)、役職名、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、音声、サービス購入履歴
- ・共同利用の範囲：
グループ会社(日本モーゲージサービス(株)、(株)住宅アカデミア、(一社)住宅技術協議会)とその提携会社
- ・共同利用の利用目的：
取得の際に当社が通知または公表した利用目的の達成に必要な範囲
- ・共同利用する個人情報の管理責任者：
日本モーゲージサービス(株) 経営管理部(お客様担当窓口)
TEL:03-5408-8160 FAX:03-5408-8218 E-mail:info@m-s-j.jp

(4) 個人情報の共同利用②

当社は、上記のほか、提供された個人情報を以下の事項に従って共同で利用することがあります。

- ・共同利用する個人情報の項目：
住宅瑕疵担保履行法に基づく住宅瑕疵担保責任保険制度における保険事故情報に関する項目
- ・共同利用の範囲：
当社
(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター
- ・共同利用の利用目的：
住宅瑕疵情報活用推進協議会の事業における保険事故情報の活用に関する検討およびその実施
- ・共同利用する個人情報の管理責任者：
株式会社ハウスジメン お客様相談室(お客様担当窓口)
TEL:03-5408-6088 FAX:03-5408-8485 E-mail:info@house-gmen.com

(5) 個人情報の取扱いの詳細

詳細については、当社ホームページ(<http://www.house-gmen.com>)を参照してください。

プライバシーポリシーは右のQRコードから確認いただけます。



5. 保険事故発生時の写真の利用

当社は、保険金請求手続きで取得した事故発生部位等の写真について、事故の削減を目的とした資料の作成や、研修資料の作成などを目的として利用することがあります。この場合、当社は関係者や住宅が第三者から特定できないような方法で写真を利用します。

6. ハウスジーマン破綻時の取扱い

経営の破綻等により、当社が保険法人の指定を取り消された場合は、当社との間で締結した保険契約は、国土交通大臣の指定を受けた、当社の瑕疵保険業務を承継した保険法人に引き継がれます。

7. 保険証券等

当社は、契約締結後に「保険証券」と「保険付保証明書」を発行します。「保険付保証明書」は大規模修繕事業者から注文者に渡してください。これらの書類は保険の内容が記載されていますので、それぞれお手元に保管してください。

8. 保険協会審査会への審査請求

保険金の請求者は、保険金の支払いに関する当社の査定結果を受け入れられない場合は、住宅瑕疵担保責任保険協会に設置される審査会に審査を請求することができます。当社は特段の事情がない限り審査結果に従います。

申請を行うためには次の要件を満たす必要があります。

- ・当社に保険事故の連絡をした日から原則2ヶ月以上経過していること
- ・請求者の個人情報を含む情報を当社から提供することに同意すること

審査を請求するためには申請手数料が必要です。手数料は住宅事業者が申請する場合は50,000円(消費税別途)、住宅取得者が申請する場合は10,000円(消費税別途)となります。

【審査会窓口】

窓口	電話番号	受付時間
住宅瑕疵担保責任保険協会 審査会窓口	03-3580-0338	平日 9:00-17:00

9. この保険に関する各種問合せ窓口

【ハウスジーマン】

窓口	電話	受付時間
受付センター(お問合せ全般・保険事故の受付)	03-5408-8486	受付時間 平日 9:00~17:00
お客様相談室(相談、苦情)	03-5408-6088	
夜間休日受付窓口 (お客様相談や保険事故の一報受付)	0120-516-335	受付時間 平日 18:00-翌朝 9:00 土日祝日 24時間

大規模修繕事業者にお読みいただきたい事項

本章では、保険契約の手続きに関して大規模修繕事業者特に留意いただきたい事項を記載しています。

1. 告知および通知等の義務

(1) 保険契約申込時における注意事項(申込書の記載に関する注意事項)

大規模修繕事業者には、申込時に当社に重要な事項を申し出る義務(告知義務)があります。

申込書等の重要な記載事項について、事実と異なる事項を記載した場合は、保険金をお支払いできないことがあります。虚偽記載が確認された場合は、当社は保険契約を解除することができます。

(2) 保険契約締結後における注意事項

大規模修繕事業者には、申込後に次の変更等が生じる場合には、当社に通知する義務(通知義務)があります。

- 重複保険契約を締結しようとする場合や、重複保険契約が存在することを知った場合
- 保険契約申込書等の記載事項を変更しようとする場合や、変更が生じたことを知った場合

通知がない場合は保険金をお支払いできないことがあります。また、変更により危険が増加すると認める場合は、当社は保険契約を解除することができます。

2. 保険料等とその支払方法

(1) 保険料等について

保険料等は保険料と現場検査料の合計です。保険料等は保険金額や大規模修繕工事の内容等に応じて異なります。

- 保険料は非課税です。
- 現場検査料には、別途消費税が加算されます。

(2) 保険料等の支払方法

原則として振込みの方法で一時払いでお支払いください。振込手数料は振込者の負担となります。

■当社口座振替により保険料等を支払うことを認める場合の注意事項

口座振替のルール	備考
振替日は申込受理月の翌々月 5 日(休日の場合は翌営業日)です。事前に振替に必要な残高を用意してください。	<ul style="list-style-type: none">○ 振替日に振替ができなかった場合は、別途指定する期日までに振込みにより支払いいただきます。○ 口座振替に対する領収書は発行しません。

期日までに保険料等が支払われない場合、当社は申込みを取り消すことができます。

(3) 最終検査日の変更等による現場検査料の取扱いについて

最終検査日の変更等により、お支払いいただいた現場検査料と適用される現場検査料が異なることとなった場合は、生じた差額を追徴または返戻いたします。

3. 申込手続きにおける注意事項

(1) 注文者への保険の概要説明

「概要説明書」を使用して注文者に保険の概要を説明してください。「本書」はそのタイミングで注文者に渡してください。

主な免責事由など、注文者にとって不利益な情報が記載された部分を十分に確認いただき、「本書」と「概要説明書」を「保険付保証明書」と一緒に保管するよう伝えてください。

説明後、「契約内容確認シート」に注文者の記名押印をいただき、申込時に当社に提出してください。

(2) 現場検査

当社は保険の引受けに当たり現場検査を行います。適合しない場合は保険契約を締結できません。現場検査の実施時期は大規模修繕工事の内容に応じて次のとおりです。

構造耐力上主要な部分の工事	給排水管路等 [*] の工事	構造耐力上主要な部分に関する最下階の工事完了時	給排水管路等 [*] のうちいずれかの工事の完了時	足場撤去前等
なし	なし			○
	あり		○	○
あり	なし	○		○
	あり	○	○	○

※ 給排水管路、給排水設備、電気設備またはガス設備のうちいずれかの工事をいいます。

現場検査では大規模修繕工事が「大規模修繕工事設計施工基準」に従って行われていることを確認します。

(3) 保険証券の発行

当社は、(3)の現場検査への適合後に「保険証券」を発行します。提出書類に不足がある場合は、「保険証券」は不足書類の提出後に発行します。

支払期日に関わらず、「保険証券」は保険料等の支払いがされた後の発行となるため、「保険証券」の発行をお急ぎの場合は、支払期日に関わらず、請求書受領後の速やかなお支払いをお願いします。

当社は「保険証券」と合わせて「保険付保証明書」を発行します。「保険付保証明書」は大規模修繕事業者から注文者に渡してください。

4. その他

(1) 当社による申込みの取消し

次の場合は、当社は保険の申込みを取り消すことができます。

保険料の支払いがされない場合	保険料が支払期日までに支払われず、当社が定める猶予期限にも支払いがない場合
大規模修繕工事が完了しない場合	申込日から18ヶ月以内に工事が完了しない場合

この場合、保険料から事務手数料を差し引いた金額と未実施の現場検査料の合計額を返戻します。全ての検査が未実施の場合、現場検査料から事務手数料を差し引きます。

(2) 保険証券発行後の条件変更

事前に注文者の同意を得ない限り条件の変更や解約をすることはできません。

(3) 保険契約の無効について

この保険契約は、法律上無効となる場合のほか、保険契約締結に関し、大規模修繕事業者、注文者またはこれらの代理人に詐欺の行為があったときは無効となります。

保険契約の無効が当社の帰責によらない場合は保険料を返戻します。返戻する保険料は下記に記載の金額となりますが、詐欺による無効の場合は返戻しません。

保険料から事務手数料を差し引いた金額のうち、当社が無効の事実を知った日以降の期間(1年単位)に対応する金額

(4) 満期返戻金・契約者配当金

この保険契約には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

(5) クーリングオフ(契約申込みの撤回)

この保険は営業や事業のための保険であり、クーリングオフ(契約申込みの撤回)の対象とはなりません。



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人

国土交通大臣登録 住宅性能評価機関

住宅金融支援機構 適合証明検査機関

〒105-0003

東京都港区西新橋 3-7-1 ランディック第 2 新橋ビル

©2019 株式会社ハウスジーマン